

職場で「殺すぞ」は違法

職場での「殺すや」「あほ」は、指導が目的だったとしても違法——。そんな司法の判断が示された。伊賀市の男性(35)が、派遣先の医薬品製造会社を訴えていた控訴審裁判。大阪高裁の判決は、「冗談」と思って発言しても、相手が嫌がっているのに繰り返された場合の違法性も認めた。

伊賀の男性原告 「冗談」意図もパワハラ

判決は10月上有り審理で同様にパワー・ハラスメントを繰り返した上司2人の言動の違法性を認め、会社側に慰謝料など計33万円の支払いを命じ確定した。

原告男性が録音していた上司とのやり取りの一部に「殺すぞ」の発言があった	<業務引継ぎ> 換えてなかったんですよ。	え？ 换えるのを忘れていて。
	殺すぞ。	分注プログラム換え
	分注プログラム換え	え？
	(聴取不能)	でもさ
		だれが決める 俺はもう 泣かれか
		冬ト

判決は10月上旬、一審と同様にパワーハラスマントを繰り返した上司2人の言動の違法性を認め、会社側に慰謝料など計33万円の支払いを命じ確定した。

判決によると、男性は2009年7月～10年12月、滋賀県にある医薬品製造会社の工場に派遣社員として勤務していた。上司のパワーハラスメントに悩み、10年3月から録音機をポケットに忍ばせるようになった。

会社側は裁判で、この登録による、指示通りに業務ができるなかった男性に対し、上司が「殺すぞ」と吐責。5回中4回には、洗浄液を口に含めた男性が丁寧に拭き取らなかったため、機器が腐食したことなどで、上司は「殺すぞ」「あほ」と呟いた。判決文には「口を極めて、のしるような語調」と記された。

給食に異物、21件 発表4件のみ

鈴鹿市の末松則子市長は11日、今年4月から市内の小学校で提供された給食で21件の異物混入があった、

話を「業務指導」「関西では日常的に威圧や侮辱の意図なく用いられている言葉」などと反論したが、判決は「特段の緊急性や重大性を伝える場合以外、（原告が）受忍を強いるられないではない」と退けた。

また、「消火器を放り込んで」「塩酸をチヨロ、チヨロと」など、男性の所有車に危害を加えるような発言が10年4月上旬、同月下旬、8月中旬と継続的にあった。判決は「1回だけなら違法とならないことはありうるが、相手が不快の念を示しているのに繰り返し行う場合は、違法性を帯びる」と判断した。

男性の代理人の加藤寛崇弁護士（津市）は「どこにでもありそうな暴言でも、上下関係を背景にすれば立派なパワーハラだとほつきりさせた点で、この判決は意

警察官OBらが
災害時にヘルプ
県警と協定

味がある。病気にならぬで
被書を我慢しているにも
多いが、早期に証拠を確保
して相談してほしい」と話
している。（保坂知晃）

湯~つたり巡ろう♪三重の銭湯

町の銭湯に新たなファンを増やそうと、県公衆浴場業生活衛生同業組合は、新規年から県内の銭湯36軒をめぐるスタンプラリーを始めます。桑名～熊野にあるすべての銭湯に入浴した人には、「三重県銭湯キング」の秘

来年
組合が

志摩マリンラング　だいだい

志摩市阿児町の水族館
「志摩マリンランド」で、だ
いだい色のオニオゼが人
気を呼んでいる。同じ水槽

変異も比較的
普通、オニ
や砂地など國